



PCB廃棄物適正処理対策推進事業

平成30年度要求額
341百万円(142百万円)

背景・目的

- 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の変更を行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)による全国5箇所のPCB処理施設の期限を延長。この際、地元自治体の受入条件として、「期限の再延長はしない」ことを約束
- 地元と約束した期限を確実に達成するため、昨年8月に改正PCB特措法が施行され、原則、約束期限の1年前までに保管事業者に対してJESCOへの処分委託を義務付け
- 改正法で処分委託を義務付けた処分期間は、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーでは平成29年度末に終期を迎え、**平成30年度末には地元と約束した期限を迎えるという逼迫した状況**
- 期限達成には、国内にある全ての高濃度PCB廃棄物の処分委託が必要であり、地方自治体が把握していない高濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査や改正法に基づく改善命令・代執行等のあらゆる手段を早急に講じなければならない
- 地方自治体において未だ把握されていないPCB廃棄物等の掘り起こし調査を一刻も早く完了させるため、調査の効率化に向けた支援策が不可欠
- **北九州事業エリアにおいて必要となる改善命令・代執行が滞りなく速やかに実施されるための支援策が不可欠**
- 低濃度PCB廃棄物については、処理促進のための受け皿の充実・多様化とともに実態把握が必要

事業概要

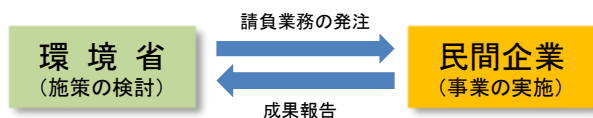
- 地方自治体が行う掘り起こし調査等の効率化、早期完了に向けた取組み
- 地方自治体が行う掘り起こし調査実施に係る相談に対応するための窓口設置や専門家派遣を行い、調査等の効率化・早期化を図る
 - 北九州事業エリアにおける改善命令・代執行実施に係る相談に対応するための窓口設置や専門家派遣を行い、措置の確実化・迅速化を図る
 - あらゆる広報の活用および重点的な周知徹底により保管事業者等に対して早期処理の促進を図る
 - 掘り起こし調査結果から新たに把握されたPCB廃棄物等の種類、個数、所有・保管業種等を解析し、未把握廃棄物等の残存量の推計を行う
 - 掘り起こし調査及び事業者指導に向け、PCB使用製品の製造者、電気保安関係事業者等の関係機関との連携体制を構築・強化するための体制を構築する
- 低濃度PCB廃棄物の処理促進
- 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図るとともに実態把握を実施

事業目的・概要等

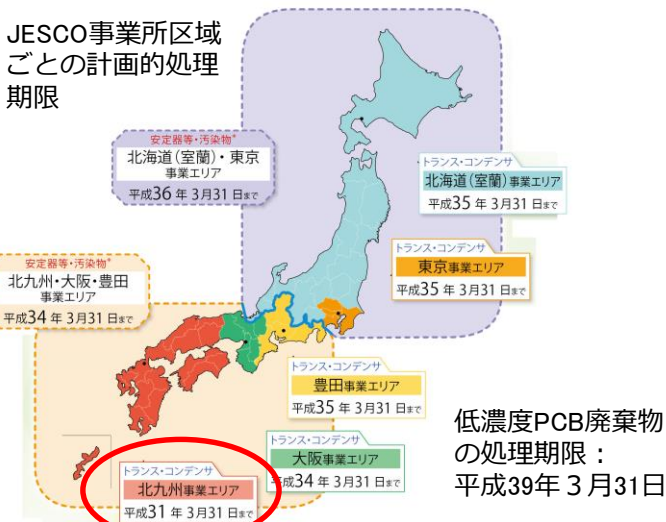
期待される効果

- 地方自治体が行う掘り起こし調査の実施加速化、未把握のPCB廃棄物等の全数把握の早期化
- JESCOの計画的処理期限内での高濃度PCB廃棄物の処理完了
- 低濃度PCB廃棄物の処理促進及び期限内処理の履行

事業スキーム



JESCO事業所区域ごとの計画的処理期限



環境省

- 掘り起こし調査等の加速化のための相談窓口設置、専門家派遣
- 北九州事業エリアにおける改善命令・代執行支援
- 調査結果等の整理及び公表
- あらゆる広報の活用および重点的な周知徹底
- PCB廃棄物等の早期処理体制の構築

経済産業省

- 電気工作物に該当するPCB使用製品の調査・指導
- PCB使用製品の廃止促進
- 電事法データの提供

都道府県市

- 効率的かつ早期の掘り起こし調査実施
- 期限内処理に向けた効率的な指導、改善命令、代執行

イメージ

